

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	45	担当課	薬務衛生課
法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	根拠条項	52の10	許認可等の内容	小組合の定款の変更の認可
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律					
(準用)					
第五十二条の十 第四条、第五条、第七条、第八条第三項、第十四条の九、第十四条の十一第三項及び第四項、第十四条の十二、第十五条、第十六条、第十六条の二(第一項を除く。)、第十六条の三、第十七条から第十九条まで、第二十一条から第四十九条の七まで、第五十条第一項、第五十一条から第五十二条の二まで並びに第五十二条の三(第二号を除く。)の規定は、小組合に準用する。この場合において、第七条第一項中「解散」とあるのは「解散、合併」と、第八条第三項中「第一項第四号から第六号まで、第八号から第十号まで、第十二号及び第十三号」とあるのは「第五十二条の五第一号及び第三号」と、第十四条の九第一項中「第八条第一項第十一号」とあるのは「第五十二条の五第二号」と、第十七条第五項中「十人」とあるのは「五人」と、第二十一条第二項第一号中「適正化規定に違反し、その他組合」とあるのは「小組合」と、第二十二条第一項中「その組合員になろうとする二十人」とあるのは「組合の組合員であつて、当該小組合の組合員になろうとする五人」と、同条第二項中「総数がその地区内において当該業種に属する営業を営む者の総数の三分の二以上」とあるのは「すべてが組合の組合員」と、第二十八条第四項中「第二十四条第二項」とあるのは「第二十四条第二項(第二号を除く。)」と、第四十七条第三号中「解散」とあるのは「解散又は合併」と、第四十九条第七項中「解散」とあるのは「解散若しくは合併」と、第五十条第一項中「一 総会の決議」とあるのは「一 総会の決議&一 二 合併」#と、第五十一条中「破産」とあるのは「合併及び破産」と読み替えるものとする					
2 小組合の合併については、商法第百四条から第百六条まで及び第百八条から第百十一条まで(合名会社の合併の無効)並びに非訟事件手続法第百三十五条ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。					

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	45	担当課	薬務衛生課
法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	根拠条項	52の10 (1)	許認可等の内容	小組合の定款の変更の認可
<p>(定款)</p> <p>第二十八条 組合の定款には、少くとも次に掲げる事項(非出資組合にあつては、第七号、第九号及び第十号の事項を除く。)を記載しなければならない。</p> <p>中略</p> <p>2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の事由を定めたときはその時期又は事由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与えられる出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合にはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。</p> <p>3 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>4 前項の認可については、第二十四条第二項の規定を準用する。</p> <p>(設立の認可)</p> <p>第二十四条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款その他必要な事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする組合が次の各号に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。</p> <p>一 第五条各号の要件を備えていること。</p> <p>二 第二十二条第二項に規定する設立要件を備えていること。</p> <p>三 設立の手續及び定款の内容が法令に違反していないこと。</p> <p>四 出資組合にあつては、事業を行うために必要な経営的基礎を有すること。</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	45	担当課	薬務衛生課
法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	根拠条項	52の10 (2)	許認可等の 内容	小組合の定款の変更の認可
<p>(原則)</p> <p>第五条 組合は、次の要件を備えなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 営利を目的としないこと。二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。三 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。 <p>(発起人)</p> <p>第二十二条 組合を設立するには、その組合員になろうとする二十人以上の者が、発起人になることを要する。</p> <p>2 組合は、その組合員の総数その地区内において当該業種に属する営業を営む者の総数の三分の二以上でなければ設立することができない。</p>					